

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

条 例

- 条例第22号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例……………（人事課）…2
- 条例第23号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………（人事課）…6
- 条例第24号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…7
- 条例第25号 宇治市文化芸術振興条例……………（文化自治振興課）…7
- 条例第26号 宇治市農業委員会委員等定数条例の一部を改正する条例……………（農業委員会事務局）…8
- 条例第27号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………（水道総務課）…8
- 条例第28号 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…8
- 条例第29号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…8
- 条例第30号 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…9

規 則

- 規則第24号 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…10
- 規則第25号 宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…12

告 示

- 告示第1号 宇治市収納代理金融機関の名称変更……………（会計室）…12
- 告示第3号 指定特定相談支援事業者の指定……………（障害福祉課）…13
- 告示第4号 指定障害児相談支援事業者の指定……………（障害福祉課）…13

監 査 委 員

- 公表第15号 定期監査の結果の報告……………13

農 業 委 員 会

- 告示第1号 宇治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任

に関する規程の一部を改正する規程……………14

公 営 企 業

- 規程第6号 宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の一部を改正する規程……………14
- 告示第1号 宇治市上下水道事業収納取扱金融機関の名称変更…14
- 公告第3号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………14

条 例

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例を、ここに公布する。

令和元年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第22号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与その他の給付について必要な事項を定めるものとする。

(給与その他の給付の種類)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与その他の給付の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、退職手当及び旅費とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与その他の給付の種類は、給料、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び退職手当に相当する報酬、期末手当並びに通勤手当及び旅費に相当する費用弁償とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）との権衡、その職務の内容等を考慮し、月額360,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

2 前項の場合においては、同項に規定する規則で定める額に、勤続年数に応じ、月額25,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加算する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給方法)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当（次項において「給料等」という。）は、月の1日から末日までの間に係るものを翌月の15日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下この項及び第14条第1項においてこれらの日を「休日」という。）に当たる場合は、その前日においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員が、その者又はその者の収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、婚礼、葬儀、災害その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求する場合には、支給日前であっても、既往の勤務に対する給料等を支給しなければならない。

3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、第8条第1項に規定する基準日に属する月において規則で定める日に支給する。

4 フルタイム会計年度任用職員の給与は、別に法律で定めるものを控除する場合を除き、通貨で直接フルタイム会計年度任用職員にその全額を支給しなければならない。ただし、フルタイム会計年度任用職員の申出があつた場合は、口座振替の方法により支給することができる。

5 給与条例第6条及び宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和

26年宇治市条例第42号。以下「退職手当条例」という。）第2条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給与の支給方法について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当の額は、給料の月額（第3条第2項の規定により加算される額を除く。）に、給与条例第9条の2に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当は、常勤の職員の例により支給する。ただし、支給単位期間（給与条例第10条の2第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）当たりの通勤回数等を考慮してフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者に限る。）に支給する通勤手当の額は、1月につき55,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）は、常勤の職員の例により支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第8条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。第5項において同じ。）に、期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、平均給与額に100分の117.5を乗じて得た額とする。

3 前項の「平均給与額」とは、基準日前6月間に支給した給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額を6で除して得た額をいう。

4 基準日前6月間において地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条に規定する休業補償、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第12条の8第1項第2号に規定する休業補償給付若しくは同法第21条第2号に規定する休業給付又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年宇治市条例第25号）第1条に規定する公務上の災害若しくは通勤による災害（以下「公務上の災害又は通勤による災害」という。）に係る休業補償（以下「休業補償等」という。）が支給される場合には、前項の平均給与額は、基準日前6月間に支給した給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額から休業補償等の支給の対象となる日の属する月に係る給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額を減じた額を、6から休業補償等の支給の対象となる日の属する月数を減じた数で除して得た額とする。

5 給与条例第17条の2及び第17条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給の制限及び一時差止めについて準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)

第9条 引き続き2年6月を超え勤務したフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）が退職したときは、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に、退職手当を支給する。

2 退職したフルタイム会計年度任用職員（次項及び第4項に規定する者を除く。）に係る退職手当の額は、平均給与額に、その者の勤続期間に応じ、別表第1号の欄に定める支給率を乗じて得た額とする。

3 その職の廃止その他任命権者の都合により退職したフルタイム会計年度任用職員に係る退職手当の額は、平均給与額に、その者の勤続期間に応じ、別表第2号の欄に定める支給率を乗じて得た

額とする。

4 公務上の災害又は通勤による災害により退職したフルタイム会計年度任用職員に係る退職手当の額は、平均給与額に、その者の勤続期間に応じ、別表第3号の欄に定める支給率を乗じて得た額とする。

5 前3項の「平均給与額」とは、退職した日前3月間（任命権者が定めるフルタイム会計年度任用職員にあつては、任命権者が適当であると認める日前3月間）に支給した給料の額及びこれに対する地域手当の額（第12条の規定により給与を減額された場合には、減額される前のそれぞれの額）の合計額を3で除して得た額をいう。

6 退職手当条例第2条の2及び第4章の規定は、フルタイム会計年度任用職員の退職手当に係る第1項に規定する遺族の範囲及び順位並びに支給の制限、差止め等について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の旅費）

第10条 フルタイム会計年度任用職員の旅費は、宇治市職員旅費条例（昭和26年宇治市条例第55号）の定めるところにより支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第11条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額（第3条第2項の規定により加算される額を除く。）及びこれに対する地域手当の額の合計額に12を乗じ、その額を任命権者が定める1週間の勤務時間に52を乗じて得た数から任命権者が定める休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数を1円に切り上げる。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第12条 フルタイム会計年度任用職員が任命権者が定める正規の勤務時間において勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない1時間につき前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の給料に相当する報酬）

第13条 パートタイム会計年度任用職員の給料に相当する報酬は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、常勤の職員との権衡、その職務の内容等を考慮し、月額で定める者にあつては330,000円、日額で定める者にあつては17,000円、時間額で定める者にあつては2,200円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

2 前項の場合（給料に相当する報酬を月額で定める場合に限る。）においては、同項に規定する規則で定める額に、勤続年数に応じ、月額25,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加算する。

（パートタイム会計年度任用職員の給与その他の給付の支給方法）

第14条 パートタイム会計年度任用職員の給料、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬並びに通勤手当に相当する費用弁償（次項において「報酬等」という。）は、月の1日から末日までの間に係るものを翌月の15日に支給する。ただし、その日が休日に当たる場合は、その前日においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員が、その者又はその者の収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、婚礼、葬儀、災害その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求する場合には、支給日前であつても、既往の勤務

に対する報酬等を支給しなければならない。

3 パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、基準日に属する月において規則で定める日に支給する。

4 パートタイム会計年度任用職員の給与及び通勤手当に相当する費用弁償は、別に法律で定めるものを控除する場合を除き、通貨で直接パートタイム会計年度任用職員にその全額を支給しなければならない。ただし、パートタイム会計年度任用職員の申出があつた場合は、口座振替の方法により支給することができる。

5 給与条例第6条及び退職手当条例第2条の3の規定は、パートタイム会計年度任用職員の給与その他の給付の支給方法について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬）

第15条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）の地域手当に相当する報酬の額は、給料に相当する報酬の月額（第13条第2項の規定により加算される額を除く。）、日額又は時間額に、給与条例第9条の2に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等に相当する報酬）

第16条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等に相当する報酬は、常勤の職員の例により支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第17条 基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。第5項において同じ。）に、期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、平均給与額に100分の117.5を乗じて得た額とする。

3 前項の「平均給与額」とは、基準日前6月間に支給した給料に相当する報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額を6で除して得た額をいう。

4 基準日前6月間において休業補償等が支給される場合には、前項の平均給与額は、基準日前6月間に支給した給料に相当する報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額から休業補償等の支給の対象となる日の属する月に係る給料に相当する報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額を減じた額を、6から休業補償等の支給の対象となる日の属する月数を減じた数で除して得た額とする。

5 給与条例第17条の2及び第17条の3の規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給の制限及び一時差止めについて準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の退職手当に相当する報酬）

第18条 引き続き2年6月を超え勤務したパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）が退職したときは、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に、退職手当に相当する報酬を支給する。

2 退職したパートタイム会計年度任用職員（次項及び第4項に規定する者を除く。）に係る退職手当に相当する報酬の額は、平均給与額に、その者の勤続期間に応じ、別表第1号の欄に定める支給率を乗じて得た額とする。

3 その職の廃止その他任命権者の都合により退職したパートタイム会計年度任用職員に係る退職手当に相当する報酬の額は、平均給与額に、その者の勤続期間に応じ、別表第2号の欄に定める支給率を乗じて得た額とする。

4 公務上の災害又は通勤による災害により退職したパートタイム会計年度任用職員に係る退職手当に相当する報酬の額は、平均給与額に、その者の勤続期間に応じ、別表第3号の欄に定める支給率を乗じて得た額とする。

5 前3項の「平均給与額」とは、退職した日前3月間（任命権者が定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては、任命権者が適当であると認める日前3月間）に支給した給料に相当する報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額（給料に相当する報酬を月額により支給するパートタイム会計年度任用職員が第22条の規定により給与を減額された場合には、減額される前のそれぞれの額）の合計額を3で除して得た額をいう。

6 退職手当条例第2条の2及び第4章の規定は、パートタイム会計年度任用職員の退職手当に相当する報酬に係る第1項に規定する遺族の範囲及び順位並びに支給の制限、差止め等について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に相当する費用弁償）

第19条 パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に相当する費用弁償は、常勤の職員の例により支給する。ただし、支給単位期間当たりの通勤回数等を考慮してパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者に限る。）に支給する通勤手当に相当する費用弁償の額は、1月につき55,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の旅費に相当する費用弁償）

第20条 パートタイム会計年度任用職員の旅費に相当する費用弁償は、宇治市職員旅費条例別表に掲げる2級の旅費額に相当する額を同条例の適用を受ける職員の例により支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第21条 給料に相当する報酬を月額により支給するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料に相当する報酬の月額（第13条第2項の規定により加算される額を除く。）及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額に12を乗じ、その額を任命権者が定める1週間の勤務時間に52を乗じて得た数から任命権者が定める休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額とする。

2 給料に相当する報酬を日額により支給するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料に相当する報酬の日額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額を任命権者が定める1日の勤務時間で除して得た額とする。

3 給料に相当する報酬を時間額により支給するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料に相当する報酬の時間額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額とする。

4 前3項の規定により算出した額に50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数を1円に切り上げる。

（パートタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第22条 給料に相当する報酬を月額又は日額により支給するパートタイム会計年度任用職員が任命権者が定める正規の勤務時間において勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない1時間につき前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（特に必要があると認める会計年度任用職員の給与）

第23条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、任命権者が特に必要があると認める会計年度任用職員の給与その他の給付については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して任命権者が定める。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例及び宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する条例の廃止）

2 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（平成24年宇治市条例第17号）及び宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する条例（平成24年宇治市条例第18号）は、廃止する。
（宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）までの非常勤職員の勤務、通勤及び出張（以下「勤務等」という。）に係る廃止前の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（以下「廃止前の非常勤職員条例」という。）の規定は、なお従前の例による。

4 令和2年6月に期末手当を支給する場合における第8条第3項及び第4項並びに第17条第3項及び第4項の規定の適用については、第8条第3項及び第4項中「給料の額」とあるのは「附則第2項の規定による廃止前の非常勤職員条例第6条第1項に規定する基本報酬の額及び同条第3項の規定により加算される額並びに給料の額」と、第17条第3項及び第4項中「給料に相当する報酬の額」とあるのは「附則第2項の規定による廃止前の非常勤職員条例第6条第1項に規定する基本報酬の額及び同条第3項の規定により加算される額並びに給料に相当する報酬の額」とする。

5 施行日から令和2年7月15日までの間に退職した第9条第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員及び第18条第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員に退職手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）を支給する場合における第9条第5項及び第18条第5項の規定の適用については、第9条第5項中「給料の額」とあるのは「附則第2項の規定による廃止前の非常勤職員条例第6条第1項に規定する基本報酬の額（同条第7項の規定により報酬額を減額された場合には、減額される前の額）及び同条第3項の規定により加算される額並びに給料の額」と、第18条第5項中「給料に相当する報酬の額」とあるのは「附則第2項の規定による廃止前の非常勤職員条例第6条第1項に規定する基本報酬の額（基本報酬を月額により支給する非常勤職員が同条第7項の規定により報酬額を減額された場合には、減額される前の額）及び同条第3項の規定により加算される額並びに給料に相当する報酬の額」とする。

6 施行日の前日において現に任用されている非常勤職員が、施行日に引き続き会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下同じ。）として任用された場合における退職手当の支給に係る勤続期間の計算については、その者の非常勤職員としての引き続いた勤続期間を会計年度任用職員としての引き続いた勤続期間とみなす。

7 施行日の前日までに退職した勤続期間が2年6月以下である非常勤職員が、退職後1年以内に会計年度任用職員として任用された場合は、それらの勤続期間を通算する。

8 平成28年3月30日において現に任用されていた非常勤職員が、施行日から令和5年3月31日までの間に会計年度任用職員として退職手当の支給を受けることとなるものとして退職した場合において、その者が現に退職した理由と同一の理由により平成31年3月31日に退職したものとし、かつ、同日までの勤続期間及び同日における廃止前の非常勤職員条例第13条に規定する退職報酬に係る同条第5項に規定する平均基本報酬額を基礎として宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部を改

正する条例（平成28年宇治市条例第4号）による改正前の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例第13条第2項から第4項までの規定により計算した同条に規定する退職報酬の額が、第9条第2項から第5項まで又は第18条第2項から第5項まで（附則第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、この条例の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。

（宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する条例の廃止に伴う経過措置）

9 施行日前までの臨時職員の勤務等に係る廃止前の宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する条例の規定は、なお従前の例による。

別表（第9条、第18条関係）

勤続期間	支給率		
	(1) 自己都合退職者	(2) 任命権者都合退職者	(3) 公務上災害等退職者
2年を超え1年6月以下	1. 305	2. 61	2. 61
3年を超え3年6月以下	1. 566	3. 066	3. 132
3年6月を超え4年以下	1. 827	3. 327	3. 654
4年を超え4年6月以下	2. 088	3. 588	4. 176
4年6月を超え5年以下	2. 349	3. 849	4. 698
5年を超え5年6月以下	2. 61	4. 11	5. 22
5年6月を超え6年以下	2. 871	4. 371	5. 742
6年を超え6年6月以下	3. 132	4. 632	6. 264
6年6月を超え7年以下	3. 393	4. 893	6. 786
7年を超え7年6月以下	3. 654	5. 154	7. 308
7年6月を超え8年以下	3. 915	5. 415	7. 83
8年を超え8年6月以下	4. 176	5. 676	8. 352
8年6月を超え9年以下	4. 437	5. 937	8. 874
9年を超え9年6月以下	4. 698	6. 198	9. 396
9年6月を超え10年以下	4. 959	6. 459	9. 918
10年を超え10年6月以下	5. 22	6. 72	10. 44
10年6月を超え11年以下	5. 481	6. 981	10. 962
11年を超え11年6月以下	5. 742	7. 242	11. 484
11年6月を超え12年以下	6. 003	7. 503	12. 006

12年を超え12年6月以下	6. 264	7. 764	12. 528
12年6月を超え13年以下	6. 525	8. 025	13. 05
13年を超え13年6月以下	6. 786	8. 286	13. 572
13年6月を超え14年以下	7. 047	8. 547	14. 094
14年を超え14年6月以下	7. 308	8. 808	14. 616
14年6月を超え15年以下	7. 569	9. 069	15. 138
15年を超え15年6月以下	7. 83	9. 33	15. 66
15年6月を超え16年以下	8. 091	9. 591	16. 182
16年を超え16年6月以下	8. 352	9. 852	16. 704
16年6月を超え17年以下	8. 613	10. 113	17. 226
17年を超え17年6月以下	8. 874	10. 374	17. 748
17年6月を超え18年以下	9. 135	10. 44	18. 27
18年を超え18年6月以下	9. 396	10. 44	18. 792
18年6月を超え19年以下	9. 657	10. 44	19. 314
19年を超え19年6月以下	9. 918	10. 44	19. 836
19年6月を超え20年以下	10. 179	10. 44	20. 358
20年を超えるもの	10. 44	10. 44	20. 88

備考

- この表において「自己都合退職者」とは、第9条第2項に規定する退職したフルタイム会計年度任用職員及び第18条第2項に規定する退職したパートタイム会計年度任用職員をいう。
- この表において「任命権者都合退職者」とは、第9条第3項に規定する退職したフルタイム会計年度任用職員及び第18条第3項に規定する退職したパートタイム会計年度任用職員をいう。
- この表において「公務上災害等退職者」とは、第9条第4項に規定する退職したフルタイム会計年度任用職員及び第18条第4項に規定する退職したパートタイム会計年度任用職員をいう。
- 勤続期間は、会計年度任用職員の任期によるものとし、その任期の満了後引き続き会計年度任用職員として任用された場合には、その都度それらの期間を通算する。この場合において、任期中に会計年度任用職員を退職したときにおける勤続期間の終期は、退職した日の属する月までとする。
- 勤続期間が2年6月以下である会計年度任用職員が、退職後1年以内に再び会計年度任用職員として任用された場合は、それらの勤続期間を通算する。
- 傷病（公務上の災害又は通勤による災害によるものを除く